

令和5年度グリーン経営認証制度促進助成金交付要綱

一般社団法人栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)の会員事業者が、グリーン経営を推進する認証制度に対し、新規登録又は更新登録した場合、その費用の一部を助成し環境対策の推進を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。グリーン経営を推進する認証機関は、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団をいう。

(助成対象)

第3条 グリーン経営認証の新規登録または更新登録を対象とする。

(助成対象者)

第4条 栃ト協の会員事業者とする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者で、新規加入した事業者については、入会后登録したものを対象とする。
- 3 会費の滞納がないことを条件とする。

(助成金額)

第5条 グリーン経営認証の新規登録に対し100,000円、更新登録に対し20,000円とする。但し、1会員事業者につき、年度1回の交付申請とする。

(助成金限度額)

第6条 年次400千円とする。

(助成金の交付請求)

第7条 「令和5年度グリーン経営認証制度促進助成金交付請求書」(別紙様式)と添付書類を栃ト協へ申請するものとする。

※添付書類 「グリーン経営認証登録証・領収書」の写し

(申請期間)

第8条 令和5年6月1日(木)から令和6年2月29日(木)までとする。

(対象期間)

第9条 令和5年3月1日(水)から令和6年2月29日(木)までにグリーン経営の新規登録及び更新登録(登録日を基準)をした事業者とする。

- 2 期間内であっても助成金限度額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の交付)

第10条 第7条により申請を受けた会員事業者に対し、令和6年3月末日迄に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第11条 栃ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他栃ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協及び栃ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(附 則)

1. 本要綱は、令和5年4月1日より適用する。